

会 議 録 目 次

令和 6 年第 3 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 6 年 6 月 5 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○玉川真里議員……………	4
	○大江康子議員……………	18
	○宗像啓之議員……………	25
	○前田勝男議員……………	32
日程第 2	第28号議案 工事請負契約の締結について（町営西浜住宅 1 号棟等内 部改修工事）……………	37
日程第 3	第29号議案 財産の取得について（パワーゲート車）……………	39
日程第 4	第30号議案 海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	41
日程第 5	第31号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
日程第 6	第32号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	46
日程第 7	第33号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	51
日程第 8	第34号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について……………	53
日程第 9	第35号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する 事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について……………	55
日程第10	第36号議案 令和 6 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）……………	55
日程第11	委員会提出議案第 2 号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について…	58

日程第12	閉会中の継続調査事件の変更について……………	59
日程第13	発議第3号 海田町東公民館再整備特別委員会設置に関する決議の一 部を変更する決議案……………	59
	(閉 会) ……………	61

令和6年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年6月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月5日（水）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長           | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長           | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長         | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長     | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長         | 木 村 生 栄 |
| 建 設 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 教 育 次 長         | 新 藤 正 敏 |
| かいたブランド課長       | 石 田 順 也 |
| 財 政 経 営 課 長     | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長        | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長   | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長         | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長       | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長       | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長         | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者       | 吉 本 真 人 |
| 学 校 教 育 課 長     | 小 村 孝 広 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 岡 田 隆 弘 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 山 え り  
主 査 戸 成 正 考  
主 任 主 事 須 崎 亮

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 第28号議案 工事請負契約の締結について（町営西浜住宅1号棟等内部改修工事）

日程第3 第29号議案 財産の取得について（パワーゲート車）

日程第4 第30号議案 海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第31号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第32号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第33号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第34号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第35号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第36号議案 令和6年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 委員会提出議案第2号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 閉会中の継続調査事件の変更について

日程第13 発議第3号 海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。5番、玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。本日は大きく2点についてお伺いいたします。

まず初めに、孤独・孤立対策についてお尋ねします。政府は、本年4月1日に孤独・孤立対策推進法を施行し、地方においても対策を求めています。孤独・孤立に至る背景には、単身独居、高齢や不調などによる孤立、様々なきっかけから自宅から出れなくなるひきこもり、家庭内不和や精神的問題から生じる精神的・心理的孤独感や孤立など様々なケースがございます。孤独・孤立は、自殺などに至るケースや自暴自棄になり事件を起こしてしまうなどのケースもあり、予防策を立てるべき社会問題でございます。本人は、日々大変つらく苦しい大きな葛藤の中、生きており、それを支える家族など周囲へのストレスや不安感も膨大でございます。また、ひきこもっていることで、社会活動や経済活動が滞り、一人でも多くの方がひきこもりから脱出することで大きな経済効果を生み出すことができます。これらのことから、当町でも他市町に先立って、調査研究の上、準備を進める必要があると考えております。これらへの対策に関しては、大きく2点が求められております。一つ目は、孤独・孤立に悩む人が誰一人取り残されない社会づくり、二つ目は相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会づくりでございます。それらを実現するためには、どれだけの孤独・孤立を感じている人がいるのか、ひきこもりで悩んでいる方がどれぐらいいるのかの掌握、どんな背景や困り事があるかの掌握、どんな支援を求めているかの掌握、官・民・学が協力した支援体制の整備、相談や支援のオンライン化とアウトリーチ支援、様々な部や課が協力して行う横断的支援連携、各種施策の相乗効果を生み出すための重層的支援体制の徹底と連携が必要でございます。これに対しては目標と達成期限の制定が重要であると思っております。これ

らの準備段階としては、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置や、孤独・孤立対策地域協議会の設置などが挙げられております。岡山県総社市では、市長が率先して動き、実際の声を聞いて回るなど先進的な対策を行っておられます。当町としては、現在どのような状況で、今後どのように進めていく見通しなのか町長の見解を問います。

次に、自治会の負担軽減と広報配布に関わる非加入世帯への対策についてお尋ねします。昨年行った自治会アンケートでは、自治会役員の成り手不足と広報など配布物に関わる負担感が大きな課題であったと思います。他方、非加入世帯は、希望の有無にかかわらず広報の配布がなくなり、公共施設や商業施設などに取りに行かなければならない方もおられます。この場合、なかなか行政から発信された重要な情報が住民に行き届きづらくなっているという声を聞いております。本来、行政が作成する広報は、行政から発信する情報を住民に周知させるためのものであり、住民は税金を支払う責務を負っているのですから、情報を受け取る権利を持っているのではないのでしょうか。現状のように、自治会に配布を依存している状況下では、平等にサービスを受けられているとはいえないです。自治会によっては、住民にアンケートを取り、デジタルでの配信を希望するか、従来どおりの紙媒体で配布を希望するかの調査を行い、自治会役員の配布負担軽減を図っているところがございます。これらの業務を行政が行うことで全住民が自分に合った情報の獲得手段を得られるのではないのでしょうか。他市町では、住民の中から広報配布員を行政が契約し業務委託をしている自治体や、新聞折り込みにしている自治体もあると聞いております。当町においても行政が主導して調査を行い、紙での配布希望者に対しては、住民の中から広報配布員を募集することで、人によっては柔軟な働き方となり、ある方には生活費の一助になり、またある人によれば役割を得ることができ、体を動かすきっかけにもなると思いますので、良いのではないのでしょうか。また、自治会の活動補助費にしたいという地域もございます。その方々に対しては広報配布員を自治会単位とすることができるという形にすることで、現状の配布方法を希望する自治会にも対応することが可能になると思います。自治会依存を廃止して行政主導による広報配布を進め、全町民が確実に情報を得ることができるよう、デジタル配信と紙での配布を選択制にしたハイブリッド形式にすることで、幅広い世代が満足した形で情報を得られると思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内） 玉川議員の質問に御答弁いたします。

まず、孤独・孤立対策についての質問でございます。1点目につきましては、昨年度海田町ひきこもり相談支援センターへの相談件数は実人数で54名でした。また、妊娠期からの定期面談や75歳以上の高齢者独居世帯、健康状態不明者の訪問等を通じて、日々、孤独・孤立を感じている方の把握に努めているところでございます。2点目、3点目につきましては、ひきこもりに悩んでいる方に対しましては、海田町ひきこもり相談支援センターの精神保健福祉士が相談支援や居場所づくりに取り組んでおります。また、日頃から町の保健師等が面談、訪問等を行う中で、孤独・孤立につながる背景や困り事がないか、一人ひとりの話を傾聴し、必要に応じた支援やサービスにつなげることで、不安や悩みの軽減に努めております。4点目につきましては、生活に困窮する方の自立した生活に向けた相談支援を行う海田町くらしの安心・サポートセンターと、ひきこもりの方やその御家族の相談支援を行う海田町ひきこもり相談支援センターの合同でのネットワーク協議会を令和2年度より実施しております。支援関係団体が集まり、両センターの活動状況についての情報共有や意見交換などを行い、複合的な課題に他機関連携により対応をしているところでございます。5点目から7点目までにつきましては、オンライン相談の事例を調査研究するとともに、本町におきましては庁内連携や地域福祉の中心的役割を担う海田町社会福祉協議会との連携体制を取り、重層的支援体制整備事業の中で包括的な相談支援やアウトリーチ支援等を行うこととしております。今後も、孤独・孤立を含め、複雑化・複合化した課題を抱える方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、取組を進めてまいります。

続きまして、広報かいたの配布についての質問でございます。現在、自治会からの個別配布と併せて、町内の公共施設や商業施設でも広報紙を入手できるように工夫しながら対応をしているところでございます。一方で自治会の負担になっていることや広報紙を入手しにくい方がいらっしゃるなど、広報を取り巻く様々な状況があることも認識しております。こうしたことから、今後、自治会の皆様にも相談をしながら、費用面を勘案した上で民間事業者への委託など、様々な配布方法を検討するとともに、デジタルの活用をはじめとする広報手段についても検討したいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） それでは再質問をさせていただきます。当町ではひきこもり相談支援センターがあって、そこで待ち受け相談をされているということでございましたが、多分想

像して難くないと思うんですけれども、やはり、おうちで孤独感・孤立感を感じていらっしゃるという方は、自分から出ていけない。だからこそ、孤独・孤立を感じていらっしゃるんです。その方が助けてくださいと言えるかという、なかなかそうではございません。だからこそ、どれぐらいの方々が困っているのかということを掌握する、それが一番難しいところだと思います。なので、総社市さんは広く待ち受けではなくて、自分たちから発出して、アンケートを取り、聴き取り調査をし、いろんな世代のいろんなケースに対して、どのようなニーズがあるのかということを調査されておりました。それを市長自らが旗振り役をされて、先進的にやっておられるということで、私も議連の中のひきこもり支援プロジェクトをやっている方のシンポジウムに参加させていただいて、全国の状況を聞いてまいったんですけれども、やっぱり本人がなかなか見つけてもらえないというのが一番難しいところだと言っておられました。今回、答弁をお聞きしている中では、まだまだ待ち受けの状況でおられるという現状があるのかなというふうに思います。なので、できましたら、全町民に対してアンケート調査を行っていただくなど、何か手法を工夫していただいて、総社市の事例もあります。総社市長がシンポジウムなんかでもお話をしてくださっており、実は自分がそうやって率先して発信することで、全国のひきこもりの方から市長に直接声掛けをされるケースもあるんだというようなお話もされておりました。なので、まずはどういうニーズがあるのか、どれぐらいの方々がいらっしゃるのか。多分、今、ここで挙げられたのは福祉保健部が掌握できる範疇ではないのかと思います。でも、実はこのシンポジウムの中でも質問、議論がございましたが、実はひきこもりになる背景に、例えば学校の児童生徒のときの不登校体験がそのまま継続されてひきこもりになるケースもございますし、その子ども自体の課題をどうクリアしていくのか。そして、例えば、納税できていない方であったりだとか貧困を感じていらっしゃる方々の中に、もしかしたらこの孤独・孤立を感じていらっしゃる方がいて、それで経済活動が行えないからなどなど、他課他部がそれぞれ目を凝らして、全て何か行う場合に、孤独・孤立を解消するための丸々とつけることで、重層的な支援が行えるというお話もございました。当町でもそのように、もう一步踏み込んで、今のだと、どうしても一つの部に依存した形でやっていると聞かれました。これを全庁的にいろいろな課がそれぞれそういう意識を持って見ていただいて進めていくことが必要かと思います。まずは調査を行っていただくことと、全庁挙げて全ての部課がこういう意識を持ってやっていただきたいと思いますが、その

あたりはいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員御指摘の部分、ひきこもりの問題を抱えられている御家族というのは、本当に長い期間、ひきこもりの子どもさんだったり高齢者だったりを抱えられて、すごくつらい思いをされているということは、本当にいろんな御相談の中で聴き取りをしているところでございます。現在、当町におきましても、子育て支援ネットワーク会議の中で教育委員会のほうともしっかりと連携をさせていただいて、出産のところからなんですけれども、経済的な不安が継続しているようであれば、就学に向けて学校との連携というの、現在しっかりとつないでいるところでございます。ただ、なかなか相談につながっていないケースというのは、やはり現在でもあるかと思しますので、そのあたりを福祉保健部だけでなく、教育委員会それから全部署挙げて、孤独・孤立を抱えられていらっしゃる家庭には背景がやはりありますので、いろんなところでそういう視点を持って相談支援に対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今言っていただきましたように、全庁挙げてやっていただきたいのがあります。ただ、先ほどから私が一番大事だと言っている、そのニーズの把握であったり、対象者、お困りの方がどれだけいるのかという掌握というのを、まずは重点的にやっていただかないことには始まらないと思いますし、そういう方々というのは、社会、それから、自分の人生についても後ろ向きになっておりますし、社会に対しての信頼がない、求める感じがないということで孤立・孤独を感じていらっしゃる、そういう方々が、ひいては自殺に至ってしまったとか、自暴自棄になって事件を起こしてしまったというのが、本当たくさん起こっているのは皆さん承知のとおりだと思いますので、まずはその掌握についてしていただきたいと思うんですけれども、それについてはどのような手法で考えるのか考えないのか、期限をどれぐらいにしようと思っているのか御答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）そういうニーズの把握につきましては、この4月から国のほうでも法律のほうが施行されました。その視点を持って、現在そのハイリスク、リスクのある方に対しては確かにそういう視点を持って対応しているところなんですけれども、そのポピュレーション、通常の方、課題を隠していらっしゃる、なかなかその相談につな

らないケースもありますので、そういうポピュレーションの方々に対しましても、そういう視点を持ちまして、様々な健診であるとか、訪問等でそういう視点を持って、まずそういうニーズの把握に努めていきたいと思っております。また、先進事例ではアンケート調査等もありますけれども、その孤立を限定したものというのは、今現在はちょっと考えてはいるんですけれども、今後のアンケートの中で、実施するようなアンケートがありましたら、そのような視点をしっかりと取り入れる等を検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）やはり、今の部長のお話を聞いていても、ハイリスクの掌握をされていると言われておりますが、本当にそれが実態にそぐっているのか、疑問です。それは実態調査をしてないからです。例えば、実態調査、1回アンケートしたら、皆さんが手挙げてくれるか、そうではないことは容易に想像ができるんじゃないんでしょうか。当町がここに向けてしっかり対策をしようという思いがあるということを実感できたからこそ、総社市さんのところには実際に自分はそうなんだということを手を挙げて、市長との実際に対面でお話する会を設けたりしているそうです。それは、やっぱり今のお話を聞いていると、まだまだ福祉保健部が中心となって、そこだけで今までどおりになっていくんじゃないのかなという感覚しか、私自身が持てないということは、これが引きこもっていらっしゃる方がそういうふうに感じるかということと難しいんじゃないんでしょうか。そこは、町長、これについて取り組むというような思いがあるのかどうか、町長の思いはいかがでしょうか。そこの御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）海田町におきましては、令和2年度から海田町独自でひきこもり相談支援センターを開設しております。これは議員さん方の常任委員会で名古屋市に研修をされて、そこを参考にさせていただきました。その研修に当たりましては、執行部のほうも同行させていただいて、先進的な取組として行われているということで参考にさせていただいて、海田町のひきこもり相談支援センターを実施したところです。この実施に当たりましては、年齢のほうを、通常いろんな町では成人期からってされているところも多いんですけれども、年齢を問わず対応することとしました。それも海田町としての、やっぱりひきこもり相談支援センターをやっていきたいという思いから、この実施に至っているところでございます。議員御指摘の部分も含めまして、海田町としてこの

ひきこもり相談支援はしっかりと対応していきたいと思いますので、ニーズの把握につきましても、機会を捉えながらしっかりと行ってまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ありがとうございます。申し訳ないんですが、そういうお話を聞いても、私もこのセンター、御契約される前ではございましたが、何度か拝見したこともございまして、しっかりされているところだと思います。ただ、じゃあ、そこで全て解決しそうかという、先ほどから言っていますけど、そもそも待ち受けです。アウトリーチとは言われていても、じゃ、どこに行けばいいか分かりませんよね。だからこそ、私が言っているのは、町長が、これについて、当町はやりますよという思いを持って発信できるかどうか、そういう思いであるかどうかということ、それを全町民さん、住民さんたちが、ここについて海田町は取り組んでくれるんだというような関心を持って、また期待感を持っていただく必要があるんですね。部長が言われているように、既存でやっていらっしゃることは重々承知しておりますし、その限界というものも、私自身専門家でもあり、よく分かっているからこそ、ニーズ把握、実態調査の把握をもっと具体的にもっと先進的にやらないといけないということを申していますし、ただ、それを1回やったところで、期待感もなければ信頼感もなければ、今までどおりだったら、全然、やってもしょうがないよねというふうになってしまって、手は挙げられません。だからこそ、ここについて取り組むというような町の強い意思を感じてもらうことが必要です。これについて取り組みますという考えがあるかどうかというのを住民さんが感じる。今しんどい思いをしている方が感じて、期待を持つということが大切なんですが、今、部長がそう幾ら申しただいても、私は町長の思いを発出していただくことで、その期待感とか信頼感が得られるんだと思いますので、町長の思いというのをひとつお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）まず、首長がどこまで本気度を示すかということで、特にここに特化してアピールをしてはどうかというような御指摘だと受け止めましたけれども、そういう御質問ということでありますと、やはり全てのことについて、もちろん、この仕事というか、この孤独と孤立対策であったり、ひきこもり対策であったり、こういったことが重要ではないということではないというのは誤解なきようお願いしたいんですけれども、このことについて、特に町長から強く発信をするということは、今のところ考

えておりません。なぜかと申しますと、本町については、特に本町の保健師、非常にプロ意識も高く、今までもずっとアウトリーチ型の支援というのをしっかりしてきておりますし、社会福祉協議会であったり、こういった様々なセンターの設置などを通して、かなり力を入れて今までもやってきております。これを何か方針を切り替えてやっていくというところは今のところ考えておりませんし、これからもしっかりと保健師を中心にやっていきたいと思っております。加えて申しますと、組織も改編しましたけれども、これまでも本町は県でも非常に評価をするぐらいに、福祉保健部と教育委員会、それからほかの部局との連携体制というのは非常に強いものがございます。もちろん小さい役場ですから、すぐそこに皆いるということで、いろいろなことを共有しながらやってきております。この力というのは非常に職員の力、私も非常に、町長ももちろん、信頼してやってもらっている。そこを信頼しながら、町長と一緒に考えながら、優先順位もつけながら、職員が頑張っていること、そこを評価して、しっかりとこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）当町の保健師の皆様が非常に難しいケースも含めて、よくしていただいていることは分かっております。ただ、御存じだとは思いますが、様々な複雑な背景を持って孤立・孤独を感じて自殺された方もいらっしゃいますよね。一緒に見たケースで。多分、存じてない方がほとんどだと思いますが、実は、一つの部で保健師さんのプロ意識は本当に高いんですねと、そこだけで支える課題じゃないんです、この孤独・孤立については。そして、自殺に至らせないための方策については。これはもっと重たく、町を挙げて考えるべき課題です。これだけを重点的にやれと言っているわけではございません。ただ、今年の4月1日にこの法律が制定されたこの時期ですから、これについて取り組む意思があるかないかというところを明確にするだけのことです。現状を多分、知っていられないところもたくさんあるんじゃないのかと思います。私は本当に関わった方が孤立・孤独を感じながら、背景はいろいろあれども、一人の大事な命が失われたというそういうケースに対面して、この問題は一つの福祉保健部のプロフェッショナルの保健師さんたちだけが担うべきものではないと思います。全庁を挙げて、本来取り組むべきことじゃないかと思いますが、再度お尋ねしますが、そういうケース、御存じないと思いますが、そのような難しい問題です。取り組む思いはありませんか。これでないと言われたら、皆さん聞いておられますから、しっかり考えて御答弁をお願い

します。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）繰返しになりますけれども、やらないということは当然ございません。

これについて力を入れていないということでもございません。私は、前職は県庁で、まさにこういった仕事をしておりましたけれども、非常に難しい課題でございます。それから、実態をくまなく把握するということがまず一番難しいということも一番承知しております。ですので、どういったやり方だと本当に把握できるのかというところは、それはもちろんプロの保健師を中心にいろいろと考えておりますし、これからもしっかりやっていこうと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）再度申し上げますが、全庁的にここについて取り組む意思を持っていたきたいと思いますので、今後もしっかり検討してください。これは要望として残しておきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、広報配布の問題についてなんですけれども、私自身も本当どれほどの御負担が自治体にかかっているのか、自治会長というものがどれほど大変なものかというのをはたから見るだけでは分かりませんでした。自分自身がちょっといろいろ世帯の皆様の状況がひっ迫しましたもので、一時的に代行という形でさせていただいて、本当に大変な問題だなと思いましたが、御協力いただければ、今までたくさんの議員が自治会の問題については申し上げているんですけれども、本当に抜本的に変えなければ、成り手いっしょらなくなって、今までやってくださっていた皆様というのが、どんどん体が弱ったりだとかお亡くなりになったりとかしてやってくださることが難しくなっている中で、広報配布の問題というのはその象徴の一つではないのかなというふうに思います。実態調査というのをやってみたところ、肌感覚では半分半分かなというふうに思ったんですけど、地域によっては世代がばらけていっしょと思うんですけども、新しく建ったマンション等に引っ越されている方というのは若い世帯が多くて、今までの当町の施策が奏功して、子育てしやすいまちづくりというふうに皆さんが思って転入してくださっているところもありまして、となると、若い世代がどんどん増えてきているということですね。子育てもしている世代。ってなると、この自治会の活動のいろいろな負担感というのは本当に大変なんです。会長のところにはいろんな書面が来たりだとか、充て職があったりとか。その中で広報配布という問題を若い世帯がいっしょら

方々が、しかも、300を超えたような自治会になってきますと、どうやって配布するんだという問題があって、ハイブリッドでやろうとしてみた。そうするところ、6割ぐらいの方々が、いやいや、広報、紙じゃなくてデジタルでいいよというふうに言ってくださっています。これ一部の地域のアンケート調査なんですけれども、これ、困った自治会がこうやってみたというところがございます。これ、全町的にそういうふうにしていただいたならば、もしかしたら、紙ではなくてデジタルのほうでいいよ、そのほうがいいよと言われる方もおられるかもしれません。町民さんは、実は町のこともすごく考えてくださっていて、本当はもう予算が通っているので少々枚数が変わったとて、そんなにすぐに町の財政が変わることではないんですけど、私たちがデジタルに変えることで、少しでも町の財政状況がプラスになるのではないのかというふうに考えてくださる住民さんもおられました。本年度ということにはならないかもしれないんですけども、予算を取って、もう契約しておりますので、今後の広報配布について、ハイブリッドでできるように、まずは全町民に対してアンケート調査を取っていただいて、デジタルで見てもいいよと言われる、その場合には、QRコードなのかの配布であったりだとかその見方の教授などは大切ではあるんですけども、まずはそのアンケート調査を町で取っていただきたいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）議員御質問の全町に対してのアンケート調査をしてはどうかという御質問ですけども、先ほど議員御指摘のちょっと若い世代ですと、オンラインのほうに抵抗がなくということもございます。そういったところも含めて、広報手段を検討する中で、可能性としては、必要であればそこはアンケート調査等も検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）必要であればというのはどういう意味でしょうか。必要であればであると、じゃ、誰が必要かどうかというのは判断するんですか。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）失礼しました。必要があればといいますか、状況を整理する中で、どういった状況でオンライン化、ウェブでのデジタルへの活用というのがどこまでいけるか、そういったところを判断する中、必要が出てきたときにこういったアンケート調査を取ってみるとかということも考えなければいけないと考えております。

○5番（玉川）必要かどうかというのは、あなた方が判断する材料がないでしょう。だからこそ、アンケート調査が必要なんじゃないんですか。本来であれば、町が全住民に対してどういう広報の配布を希望するのかというのを取らなければならないと思いますが、最後のもしかしたら、これ御提案ですけど、それができないのであればですよ、本来、全町的に行政がアンケート調査を取って、希望に合わせたハイブリッド式の広報配布にすべきだと思いますが、今申し上げた自治会がやっているように、自治会依頼である程度、希望調査を取っていただくなり、ただ、今回言っておりますカバーできていない、非加入だからお配りできていない世帯もおられますので、その方々に対して配布方法を考えていかなければならないんじゃないのか、だからこそ全町民と言っているんですけど、じゃ、最低限、まだ今取りに行ってくださいねと言うだけで、何も対処できない、その世帯だけでも、この希望調査を取るべきじゃないですか。

○企画部長（協本）全町民に意向調査をしてはどうかという議員の御提案でございますけれども、議員が御提案いただいているのは、もうどっちかということ、アンケートというような、何割がデジタルで何割が紙でというようなところではなくて、もうどっちかというと、個別の配布希望調査というようなものに近いのかなというふうなイメージを持っております。それをしたとして、1万4,000世帯、それが何割返ってくるか。アンケートでも4割、5割しか返ってこない状況で、その配布方法の希望を取るというような、いわゆる調査をして本当にそれが有効に活用できるかどうかというのも見極めなければいけないと思います。今、自治会という、いわゆる地域の面的な方法で配布をしております。非会員の方もいらっしゃいますけれども、基本的には一つの地域として面で配っています。そういった個別の調査をしたときにはもう完全に、いわゆる点の配布になってしまうと思うんですよ。一つの地域でも誰々さんはデジタル、誰々さんは紙というような、そういった配布方法が可能かどうかということのもまだ現実的に、まだ民間事業者と話し合いをしておりますけれども、まだ見えてない状況でございます。そういった解決策、ゴールが見えない中でそういったことをして、よく玉川議員言われてですけど、アンケートしたけど、そこから何もなしということになりかねない。先ほど、ブランド課長申しましたけれども、そういった必要、一体どういうところが町が取れるかということが一定程度ゴールが見えないと、そういったことをしただけになってしまう可能性も十分あります。

すので、最終的にはハイブリッドの方法というの、町、視野に入れておりますので、最終的なゴールは議員と同じところではないかというふうに思っております。ちょっと民間事業者の動向は少しまだ見えないとこありますけども、できるだけそういうふうな方法でできるように取り組んでまいりたいと、今はそういうふうと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今、民間事業者への配布委託ということが、主で考えられているような感覚を持ちましたが、私のほうが通告書で書いておりますように、配布をしてくださる町民さんの募集、これ、他市町でも、名前はいろいろ違うみたいなんですけども、連絡員であったり、広報員だったり、いろいろな名前で、住民さんの中から募ってやっていただく。多分第1優先はそこじゃないかと思うんですよね。まず、それをしてみて、それでも誰も手を挙げなくて、誰も配布してくれないというところになって、初めて民間業者じゃないのかなというふうに思うんですけども、それというのは難しいというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）業務委託として組織として責任を持つ体制を取る必要があるのではないかなと考えております。個人の方にお願ひするとなると、体調崩してフォローできないとか、そういったところのフォローに対してその懸念など課題があると考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）1人にお願ひする必要は全くないと思います。今現在は自治会にほぼほぼ依存していますよね。それが負担だと言われている方が多くいらっしゃるの、それを例えば自治会によっては、私も通告したとおりに、いやいや、活動補助費として欲しいのでお願ひするよというような、単位で、面で希望していらっしゃる方もいらっしゃるじゃないですか。そこはそこで、そういう配布員の指定もできるたてつけにしていたならば、それで地域によって、何名か手を挙げていただく、それでも手が挙がらないところだったり、不足したりするところ、そこに初めて民間投入ということを検討すべきじゃないですか。どうでしょう。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）今、民間事業者のほうにも問い合わせる際に、自治会単位での配布地域の調整だとかそういったことが可能なのかということも含めて照会をか

けておるところでございますが、なかなか、そこが対応できるかどうか、議員おっしゃるその配布員の町民さんがやられる部分、町民の方がやられる部分の空白の地域に都合よく民間事業者が入れるのかどうかというところからも、その採算性という部分で判断されるというところもございますので、そのちょっと何というんでしょうか、民間事業者の対応が可能かどうかというところをもうちょっと見定めないと、全くできないところが出てしまうのかなというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）現在、非加入世帯、全自治会ではないかもしれませんが、非加入世帯の中で、配布の選択も希望の有無も取られないままに、非加入世帯なんで配布がないので取りに行ってくださいという御連絡だけで、なかなか取りに行けない方もいらっしゃるということとはちゃんと掌握されていますか。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）正確に何人というか、加入、自治会がある地域で非加入の方に配られていない事例というのが何件あるかというところは、細かには押さえておらないところがございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）そこが、先ほど申したように、平等ではないというふうな声が聞かれるものになっているんじゃないのかなというふうに思います。やっぱり、同じ税金を払っているのに情報が届いているとこと届いてないところがある。で、皆さん、よく答弁の中で広報で周知しますと言われるじゃないですか。広報が届いてないんですから、全体に周知できるわけないでしょう。違いますか。だからこそ、この広報かいた、皆さんが住民に知らせようと思うと、この広報かいた、重要なんじゃないんですか。デジタルで読むか、又は紙で読むか、どちらにしろ、どちらかで見てもらわないことには、皆さんがせっかくな施策を立てられたり、町民に役立つ情報が上げられたとしても伝わらなければ意味ないじゃないですか。ここを重く受け止めてもらって、まだ情報が取れてない世帯、しっかりカバーしないといけないと思います。そこについてどういうふうに動かれようと思っていらっしゃいますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）今、自治会による広報配布というものが100パーセントでないというのはもう十分承知しております。広報配布、自治会を使つての、それが広報配布の、紙の

ですね、特に、一つの手段、一つの配布方法の手段に今なっている。ですから、そういった非加入の方であったり、そもそも自治会がなくなってしまった地域につきましては、公共施設やスーパーさんに紙が置いてある、海田市駅の改札のところにも置いてありますけども、それ以外にはLINEでの周知であるとか、海田町のホームページにもアップされております。我々は、自治会の会員イコールかいた広報が取れないというような状況ではなくて、様々な方法で受け取る状態、受け取る入り口をたくさん設けている。それによって、先ほど、もう議員さんがおっしゃられたと思うんですよ、デジタルであったり、紙であったり、住民さんが選択していくと。だから、その選択肢をたくさん持って、広報の配布が100パーセントいけるように努力する、その入り口をたくさん確保していきたいと、そういうふうには考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今、苦情だったり、不満が出ている現状がある、ですから、そこについては希望されている人がいる。多分、私の自治会のほうで希望調査を取ったものですから、その中で、やはりこのデジタルでは難しいという人もいらっしゃる、ただ取りに行くのも難しいと言われている方もいらっしゃる。多分、配布されてない世帯の中で、配りません取りに行ってください、又はデジタルで見てくださいというふうに言われているものの、どうしていいかわからないので放っているという人もいらっしゃいますよね。だから、多分苦情、不満になっているんじゃないですか。そういうところに届くように、うちの自治会でやったのはどちらにしますかという希望調査と併せて、全部QR Lをやって、その取り方まで説明書きをして選択をしてもらったということがあるんですね。確か非加入世帯には、回らなくなるので取りに行ってくださいねというお知らせだけであって、そこについての詳しいデジタルの取り方であったり、じゃ、取りに行けない人はどうするみたいな、役場に御相談くださいぐらいの一言ではなかったかなというふうに思うんですけど、再度、そこについては丁寧に周知していただいたり、手をかけていただく必要があると思うんですが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）おっしゃるとおり、そういったところも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）まず、第1優先的には、今、お困りの方々の不満のところを解消していた

だくことをお願いしたいです。併せて、将来的には、自治会依存ではなくて、行政主導で全町民が自分に合った情報選択ができるように調査していただき、適切な配布方法に変えていただく。これはもう、今すぐということではないと思いますが、しっかりそのところを検討していただき、これ改めてお伺いしますが、先ほど言ったように、優先順位は今困っている人を確実に、で、将来的に早い段階でそのようにしていただくということをお願いすることはできますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）切にお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目、安全対策について。はなみずき通りから矢野への一部の道路が完成して随分便利になりましたが、その反面、よく事故も起こっています。この道路には、小学校に通う横断歩道が何箇所もあり、横断歩道には赤色を塗った場所が何箇所もあります。自動車などへの注意喚起だと思うのですが、気に留めていないのか、かなりのスピードで走っています。また、自転車で一旦停止せずに走り抜けようとしての事故も多いと聞いています。見通しのよい道路ですが、子どもへの安全対策として路面を少しかさ上げしたハンプと横断歩道を組み合わせたスムーズ横断歩道、又は車の速度を時速30キロに制限するゾーン30を取り入れてはどうでしょうか。以前、海田東小学校の前でスムーズ横断歩道の実証実験をされましたが、バイク事故があり、取りやめた経緯があります。しかし、このスムーズ横断歩道が町民に浸透すれば、自然にスピードを落とし、このような事故の回避にもなるのではないのでしょうか。子どもたちの安全を守るためにも、各保育所、幼稚園、小学校、中学校付近を調査して、取り入れられる場所があれば取り入れてはどうかと思うのですが、考えのほどを問います。また、安全対策として海田小学校のひまわり通りの歩道に沿った石垣が随分前から中央部分が下がってきて、かなりずれてきています。以前、そのことを町のほうに伝えたときは大丈夫とのことでした。しかし、今は明らかに石垣のずれや下がり方がひどくなっています。先日、子どもが下校時に石垣に上がっているのを見ました。事故が起こってからでは遅いのです。子どもの

安全を守るためにも、早急に調査、対策の必要があると思うのですが、見解を伺います。

2点目、バイクのナンバープレート等について。海田町で配布しているバイクのナンバープレートは、海田町独自の千葉家、織田幹雄、ヒマ太の絵のついたナンバープレートと文字だけのナンバープレートがありますが、ここ四、五年前に、町から配布のバイクのナンバープレートの表示が1年余りで薄くなるということが起こっています。住民からの問合せがあったと思いますが、この件についてどのように対処されたのでしょうか。ナンバープレートの再発行をしたということも聞いています。また、附属で配布されているねじ止めに使用するワッシャーがすぐにさびてしまうことも聞いているのですが、そもそも車関係に使う備品が僅か1年余りでさびたり、プレートのナンバーが薄くなったりするものなのでしょうか。原因はどこにあるのか調査はされたのでしょうか。今後の対応等について伺います。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）大江議員の質問に御答弁いたします。

まず、安全対策についての質問でございます。はなみずき通りは両側歩道のある車両の最高速度が時速40キロに指定されている本町の主要な道路でございます。警察とも協議をしておりますが、この道路の性質上、スムーズ横断歩道の設置やゾーン30の指定は課題があると考えております。子どもたちの安全対策につきましては、引き続き、警察や他の道路管理者と連携をしながら取り組んでまいります。次に、海田小学校の石垣については、できる限り早期に調査を実施したいと考えております。

続きまして、バイクのナンバープレート等についての質問でございます。昨年度、住民の方からオリジナルナンバープレートの一部の色落ちについて相談があった際に納品業者へ確認しましたところ、一般のナンバープレートと同様の加工処理を行っているとのことでした。色落ちの原因といたしましては、経年劣化により徐々に表示が不鮮明になることが考えられるとのことですが、製品としては問題ないとの回答を得ております。なお、現在は色落ちしにくく改良されたものが納品をされております。次に、プレートの固定に使用するワッシャーの腐食について、これもまた納品業者へ確認しましたところ、従前から仕様や品質等は同じものを納品しているとのことでした。腐食の進行は使用環境等により異なるため、原因は特定できないとの回答でした。ナンバープレートの色落ちについて、通常の使用環境下で経年劣化により標識番号が見えにくくなった場合は、無償で交換しているところでございます。また、ワ

ッシャーの腐食につきましても、相談がございましたら、同様の対応をしたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）まず、1点目の件について、スムーズ横断歩道の設置やゾーン30の指定は課題があると考えているとおっしゃいましたが、どのような課題があるのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず、通告書にありましたように、通行者による転倒もございます。

それから、これ、段差をつけるものですから、周辺への擦りつけ、これが場所によっては急なものになります。そういったところでは、つまずくとかの問題が出てくる。それと、速度を30キロに制限するということになりますので、例えば40キロ以上の道路にはそぐわないものが課題の一つでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ここ、はなみずき通りは車両の最高速度50キロになっていませんでしたか、40キロでしょうか。再度確認をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちらは40キロでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、はなみずき通りのほうはそういうことなんだろうけども、今、ほかの保育所とか中学校、いろんな道路工事が行われております。今すぐではないんですけども、やはり今の東広バイパス、南道路等がつながった場合に、どういう道路の模様になるか分かりませんが、そのときに子どもたちの安全性を考えて、このようなことを考えてはもらえないでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）この度、通告のありました、まず小学校、中学校につきましては、現在のところ、そういった物理的デバイスというんですけども、ハンプであるとかスムーズ横断歩道をつけるのに課題があって、その対策は難しいものと考えております。また、保育所等は県道等に面するところもございますが、そこも以前、安全対策、スムーズ横断歩道と協議したところでございますが、そこもやはり難しい。特に2車線ある道路につきましては、ゾーン30というのは指定するにはそぐわないものと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）分かりました。今後事故のないように様子を見て、もし事故が多発するようであれば考えていただきたいと思います。

それと、ナンバープレートのほうに入りますが、ナンバープレートは、確かに経年劣化によると、ナンバープレートが消えていきます。でも、今この問題を取り上げたのは、僅か1年足らずでどんどんどんどん白くなっていくということを聞いております。これは確実な情報なんですけど、やはり、これがどんどん増えていっているということでおかしいんじゃないかという話を聞いております。特に、海田町だけではなくて、これは広島市も50から125のナンバープレートの色が1年余りで消えていく。ですから、経年劣化ではないと思うんですね。だから、やはりそこがどうしてかといって業者さんに聞いたら、経年劣化じゃないかということですけども、もう少し詳しくこの件をお話してください。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）町長答弁でもございましたが、業者さんのほうに確認をしましたところ、使用環境で十分違うということでもございました。例えば、よく洗われたりして、こすられたりとかいうのがあれば、当然早く落ちることもあるというような形で、そこで原因がこれというのは分析できないという回答でもございました。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）どうしてこれを質問にしたかというと、2021年度から、文字が見えなくなることについて、法令、道路運送車両法第73条の番号表示義務違反というものがありまして、50万以下の罰金と交通点数2点となっています。ですから、劣化でなくて薄くなっていくということで、正直言って、バイク屋さんにもえらい枚数が多いと、僅かこのくらいでこんなに色が剥げるわけがないというふうで疑問に思われているわけですね。ですから、そんなにバイクのナンバープレートって洗うものではないと思うので、それはやはりもう一度業者のほうに確認、ナンバープレートを洗ってみてどのくらいでというそういう調査も必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）議員がおっしゃられたような表示部分が消えたら違反になるとかいう部分に関しましては、通常使用で薄くなったものに関しましては、ナンバープレートのほうは無償で交換をさせていただいておりますので、町のほうに御相談をいただきたいと思います。ナンバープレートの、もう一回調査というお話でございますけれど

も、こちら、海田町のほうが納品をお願いしております業者につきましては、ここ直近で529の自治体の原付のナンバープレートが収められておりまして、そのうちオリジナルナンバープレートだけでも199自治体に納品をされておられるような業者でございまして、改めてもう一回確認はしてみようとは思いますが、同じような回答が得られるのではないかと考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○8番（大江） 今の、特別なオリジナル、織田幹雄さんとかヒマ太さんとか、そういうもののついたのはそこまで剥げないということなんです。ただ、文字の部分のナンバープレートが1年余りで色が白くなっていくということなんです。ですから、やはり、それが同じ塗装なのか、そこがどういうことなのか、今ここでは書いていますが、やはりオリジナルは色つきですね。オリジナルでない場合は白に文字だけですね。だから、その点をどのように業者さんにお聞きになったのか。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） 通常ナンバーとオリジナルナンバーの違いというところでございますけれども、両方とも塗装面の部分にはクリア塗装といって上から剥げにくいコーティングをされておられるそうです。オリジナルのものについては全面にそれが施されておりまして、通常ナンバーについては文字が入っている部分だけにそれをされているということでした。

○議長（桑原） 大江議員。

○8番（大江） 今までかなりプレートが返還されたと思いますが、どのくらい返還されているのでしょうか。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） 令和5年度実績でございますけれども、年間5枚を交換をさせていただいております。

○議長（桑原） 大江議員。

○8番（大江） では、そのプレートは種類もあると思うんですが、やはり、白っぽくなってナンバーが見えなくなっている状態でしょうか。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） 議員の御指摘のとおり、色が薄れてきて文字が見えにくくなっているものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、ナンバープレートをもらうときには、購入したりとか換えるときに、ナンバープレートを業者さんがもらいに来たりとかするんですけど、やはりそのナンバープレートを返したときに、いつにナンバープレートを手渡したとかいうのは確認できていますでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）交換したものを全てデータで登録しておりますので、いつお渡ししたのかというのは確認はできます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）そのデータを基に、大体、何年ぐらい経っているかということが分かるはずですよ。それはお答えできますか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）今すぐはちょっとデータが手元にございませんで、確認はできません。申し訳ありません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）後日でもいいですので、それは後で私のほうにデータを下さい。それから、何で、プレートを交換しますよ、洗ったらと言いますけど、私もバイク125乗っていますが、そこまで洗いません。それと、やはり自分がバイクに乗っていて、白くなった場合に、必ず、今特にいろんな事件が起こっていますよね。わざと薄くしたり、ナンバープレートを見えなくだったりとか、犯罪等に使われるケースがあるので、どうしてもそういうのがあるとお巡りさんがちょっとちょっと止められるケースがあります。そうすると、やはり運転手としてはすごく気分よくなく、1回目はいいんですけど、2度目はそのまま乗るとやはり違反となり、減点2点、罰金50万以下というふうになります。ですから、やはり簡単にだんだん洗ったら薄くなるんですよではなくて、やはりそこはバイクのナンバープレートをお渡しするときに、そういう注意も必要ではないかと思うんですが、ただお渡しするんじゃなく、どうでしょうか、そういうところも。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）バイクのナンバー、今洗ったらというふうな話もございましたが、ほかにも飛んできたもので傷がついたり、様々な原因で塗装、保護膜が剥がれて色が落ちていくということが想像されるところでございます。ただ、これは、広く、同じよう

なナンバープレートを各自治体使っておるところでございますし、特別にオリジナルナンバープレート、それとは一般のナンバープレートは特に違った仕様で作られている、そういうことでは全くなく同じ仕様で作っております。そこはいろんな原因があるとしても、町といたしましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、警察等にも止められるということもございますので、そこは、まずは乗られる方の点検ということも重要なのではなかろうかと思います。そこら辺をしていただいた上で、そういった色落ちで見えなくなるというようなことに関しましては、町長答弁ありましたように、無償で交換いたしますので、点検されて気になられる方につきましては、是非とも町のほうに御相談いただければと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）では、市町によってはお金を取るときがありますので、そういう無料で交換しますよということを、やはり広報かどっかに、そういうナンバープレートが薄くなった場合にはこういう方法がありますので、どうぞ御相談をということで載せていただけないでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）なかなかそういったところに気づかれない方もいらっしゃると思いますので、そこら辺のほうは周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）ワッシャーのほうの件なんですけど、同じ業者で同じようにされていると聞いていますが、実際ワッシャーがさびて、ワッシャーのバイク止めるのにナットがあって、スプリングワッシャー、ワッシャー、ねじってありますけども、要するにスプリングワッシャーじゃなくて、ワッシャーの円い穴のあいた部分、この部分だけがすぐにさびるそうなんですよね。ほかはいいそうです。業者さんがさびて、そのさびがナンバープレートに落ちてくるからということで、独自でそのワッシャーだけを取り替えて、ナンバープレートを取り付けているという話を聞いています。ですから、これが同じ製品で同じように作っておれば、そういうことはないと思うのですが、それを更に業者にもう一度確認はできませんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）このワッシャーにつきましても、全く今までと仕様が変わらず、同じものを同じように配布させていただいております。こちらのほうも業者に確認しま

したら、いろんな使用条件がございますので、必ずしも同一の原因ではないとは思いますが、やはりこちらのほうもナンバープレートに色がついたりして、見えにくさにもつながりますので、そこら辺は御相談いただければ、こちらのほうも無償で交換をさせていただきますので、是非とも税務課のほうに御相談いただければと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ナンバープレートが見えなくなって、上からペンキを塗るという方がいたそうです。それは違反ですので、乗る方で分かっている方と分からない方がいると思いますが、今いろいろなことを質問しましたが、やはり、広報で、今バイク、ちょうど今からルールというんですか、変わるところの時期でもありますので、バイクナンバープレートが見えなくなったら交換しますよ、それとか、ナットの、要するにワッシャーのさびもねじを交換しますよとか、そういう上の文字が消えた上からペンキで塗るのは違反ですよと、それらバイク等に対しての一つ啓蒙じゃないんですけども、一度、広報に載せて、そういうものの周知を図っていただきたいんですけど、再度、どうでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）ちょっと言い忘れたことがございまして、当然、通常使用ということが前提になります。すいません。よくバイクのナンバープレートを見えにくくするために折られたりとか、そういうような、全く別の話なので、そういった通常使用される方については当然無償で行っております。また、広報につきましても、文面はいろいろ考えさせていただきますが、皆さんに周知できるような方法を取ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）私もそのプレートナンバー、ちょっと実験してどのくらい洗ったら剥げて、どのくらいだったら剥げないか、ワッシャーも、ちょっと自分自身で実験をした上で、またお話はするかもわかりません。以上で終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をします。再開は10時25分。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。10番、

宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。平成30年7月豪雨災害では、海田町内各地で大きな災害をもたらしました。災害後、仮復旧や復旧工事に土木業者の方々は、大変な苦労や負担があったものと思っております。災害が西日本広域であったために、域外の業者も他地区の対応に追われており、町内での工事には対応し切れない状況であったことは事実でございますし、町内業者も平成初期に比べて半分以上に減っており、相当苦労されておりますが、災害の復旧にかかる工事も現在はほとんど完了していますが、まだ少し残っております。今後もこのような災害がいつ起こるか分からない状況の中、災害時に対応するためには、町内業者を育成しておく必要があるものと思っております。特に、入札の指名については、町内業者に対しては今以上に緩和する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、西浜交差点の問題です。東広島バイパスが全面開通したことに伴って、現在、県道矢野海田線の最終形の工事が行われており、現在は各交差点の工事が行われております。このような中、西浜交差点は県道矢野海田線が開通当初から危険な交差点であることは認識されており、いろいろな方々がその問題の指摘を行っております。その指摘に対して、執行部のほうは新開蟹原線の延伸に合わせて交差点を改良するとの説明を行ってきました。しかし、新開蟹原線の延伸部分は廃止されたため、新たな交差点計画の検討が必要となりました。その点をおつて一般質問で私が指摘したところ、新たな計画を策定し、工事は県道矢野海田線の最終形の工事に合わせて行うとの約束でありました。現在その工事が県道矢野海田線の工事が進んでいる中で、この交差点改良はどのようにされるのでしょうか。約束は守っていただけるのでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）宗像議員の質問に御答弁いたします。

まず、非常時に対応する土木業者の育成についての質問でございます。町が発注する建設工事の指名業者の選定は、選定要綱に基づき、指名業者選定委員会において厳正かつ公正に行っているところでございます。その際、まずは町内業者から選定をし、必要な指名業者数を満たせる場合には町内業者のみを選定するなど、町内業者の受注機会の確保に努めているところです。引き続き、地域で担える工事は積極的に町内業者へ発注しながら、町内業者の育成に努めてまいります。

続きまして、西浜交差点についての質問でございます。現在、工事に必要となる用地

の取得に向けて地権者と交渉を進めているところでございます。引き続き、地権者に御理解をいただきながら、用地の取得に努め、早期の工事着手を努めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）町長の答弁いただきましたけども、これ、今までほかの議員さんにした同じような答弁ですが、一步、もう少し踏み込んだ考え方はどうなんですか、できんですか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）町長答弁にございましたとおり、選定要綱にしたがいまして、適正に指名を行っているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かに今実際には、ランク付けをされてて、ランク付けの1個下でも入札に参加さすようにされていますよね。それについて間違っていないですね。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）指名業者総数の3分の1を超えない範囲でそれを認めております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）平成初期の段階、業者が今の倍近く業者がいた時代について、大体予算そのものが全体の、我々が教わってきた予算の中で、義務的経費25パーセント、建設経費25パーセント、それから、債務、そういう人件費とかそういうもの含めて25パーセント、その他が25パーセントと4分の1ずつになるのが一番適正な予算と言われてた。ところが、今は義務的経費が5割近くになってきて、実際にその5割を確保するために何をやってきたかといったら、この投資的経費、この部分を予算の中で削ってきたのは、これ事実でございます。これはもうどなたもよく理解されている部分じゃないかと思うんです。その少ない仕事をできる限り地元にとす必要が私はあるような気がするんですが、それについていかが考えるんですか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）そのような考えに基づきまして、町内業者のみで完結するような発注工事については、そのように指名しているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かにおっしゃることも理解できる、それは間違っているとは思っていないです。そうではなくて、この要綱の部分の中にランクを1ランク3分の2、

3分の1以内という部分を、少し幅を広げたらどうか、一つランク下じゃなくて、もう一つ下のランクも入れられるような、そういうふうな考え方をすることはできないんでしょうか。その部分が一つの緩和で、またそういうものが、町内の業者にそういう仕事が回ることが、可能性ね、落札できるかどうかは別問題ですよ。その可能性があることによって、しっかりした地元業者を育成されていくんじゃないでしょうか。それについてどう思いますか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）今議員がおっしゃいました、例えば土木一式工事で言えば、5,000万円以上1億円未満の場合であれば、原則、A、Bランクで、例外として3分の1を超えない範囲でCランクの業者を指名することが可能となっております。今、議員がおっしゃっているのは、その例えばCランクのみではなくて、Dランクも入れるようにしたらどうかという、そういう御提案だと理解したんですけれども、それをするに当たりましては、町内業者の受注確保とか育成という観点はもちろん必要なんですけれども、一方で、適正履行の確保という観点から、そういった大規模工事に、そのランクの工事が適正に履行する能力があるかどうか施工能力があるかどうかという観点からも十分に検討する必要があると考えておりまして、そこは慎重にならざるを得ないと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、確かに慎重にならなきゃいけないのも事実です。それを否定するんじゃない。ただ、工種によってはそれが可能な部分がある、そういう部分については少しでも緩和していく必要があるんじゃないかと私は思うんですよ。そうしないと、また、一つランク上の工事を下の者がやらないと技術は上がっていきませんよね。だから、そういう意味ではそういうことを一つずつやっていく必要があるんじゃないかということで、それと、これ、実際災害のときに思われた思うんですが、入札不調が、入札に参加する業者がいなくてできなかったというのが結構あるんです。町内業者にお願いしようと思うたら、災害で動き回ってる、数が少ない中で走り回っていますから、新たに入札に入ることもできない。それは、うちだけじゃなくてよその地区も同じように絶対に動いてないんですね。だから、全体的に遅れてきたのもこれも事実だろうと思います。だから、そういう意味で言うたら、今の業者数をある程度もう1者なり2者なり増やしておかないと対応しきれない部分があるので、その辺をもうちょっと考える必要があるんじゃないかと。

やないかという思いです。これ、同じようなことが防災についても言えるんですけども、いろんなところと業務提携を行っていますけども、災害というのは1か所で起こるんじゃない。大きな広範囲で起こったから大災害になるんであって、そのときには海田町だけにどの業者も付き合ってはくれない。付き合ってもらえるのは、地元のほとんど業者しか手伝ってもらえない。そういう部分を考えれば当然にそこを地元の業者を育てて育成して、多少の工事でもできるようにしてあげる。そういうふう to 育てていく。こういうものが必要と思うんですが、それについて間違っているかどうかというよりも、町としてそういう考えについて賛同ができるかどうかお聞きしたいです。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）申し訳ございません。今、この場で即答することはできませんけれども、議員のおっしゃっていることの趣旨そのものは十分理解いたしております。したがって、今後の研究課題といえますか、課題として承わらせていただきたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりその課題について、再度、これ今すぐここで答弁せえいうのも難しいでしょうが、少なくともそういう者を育ててこなさやいけないことは事実あることを御理解いただいて、しっかりとその対応策を検討していただければなと思っております。

続いて、西浜交差点の問題。これ前々から問題になりまして、特に海田町で一番大きな問題のある交差点いうたら2か所ございますよね。ここともう一つが日下橋の交差点。日下橋については国道が絡んでて本当に難しい問題がありますが、この西浜交差点は、今県道が工事やっている最中、最終形直している。ただ、直すことは可能だと思うんですが、この工事に合わせてやらないと、別途やるというたら相当大変なことになると思うんですが、それについて、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）おっしゃられるように、今の県道の4車線化工事に合わせてやるのが効率的であるとは考えておりますが、いかんせん、西浜交差点を改良するためには用地の確保が必要となります。現在、これにつきまして鋭意努力しているところでございますので、引き続き、早期完成に向けて頑張っていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）この用地の確保の問題です。当初の段階で、これの交差点、僕が何年前に出したときに、こういう計画になりました、用地の確保できましたと言ったのは執行部ですよね。できましたと言ったんですよ。じゃあ、今になって、何で用地が問題になるんですか。地主には了解を取りました、大丈夫ですとおっしゃったのは執行部ですよ。今、何で用地の問題が出てくるんでしょうか。御説明願います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）過去、令和元年度の都市計画変更、新開蟹原線の廃止以降、議会のほうにも説明をさせていただきました。その中で経緯として、用地のほうも地権者の方と一定の合意は得られているところでしたが、実際の実施に当たる中で、個別具体の話はできませんが、意見の相違というか、思いの違いというのがございましたので、今のところ用地の交渉がまとまっていないところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃあ、そのときに何で用地買収しなかったんですか。合意した時点で用地買収したら、もう問題ないですよね。なぜできなかったんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）現在の形になるまでに、当然に、交差点の協議、県との協議を重ねてまいりました。その中で令和4年度の当初予算のほうに補助金を頂いて挙げさせていただきましたが、その時点で相手との交渉がまとまらなかったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）我々に説明したのは令和4年度じゃないですよ。令和元年か、その辺のあたり、もっと前かな。平成の時代だったように、了解を得ましたと説明されたんですよ。その間ずっと放ったらかしていたということですか。そういうふうに理解しますが、いいですね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）要するに、今の形、議会に御説明をさせていただいておる形につきまして、地権者の方ともお話は進めております。その中でそういった交差点協議等々かかった時間、経過の中で4年度に実際に用地の買収の予定でございました。その地権者の方には個別具体的に説明をさせてもらっておりましたが、その最終段階において合意が得られなかったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ここ、必要性については執行部、どのように考えておりますか。この交差点改良。今、交差点改良、片歩道はもうほぼ現状のまま復旧されるのは分かるんですが、あそこ、片歩道しかもともとなかったはずなんです、あれが交差点改良がきちんとできれば両歩道になりますよね。多分、県はそのような形で、中央分離帯のセンターを反対側切つとるはずなんです、当然、あそこへ町道3号じゃった思うんですが、3号の入るための、何かな、県道から入れるように、交差点以外に進入路を造つとるために、横断歩道が反対側にできない。当初もそういうふうに説明を受けておるんですが、きちんとすれば両歩道になって、それこそわざわざ反対側から来た人はこっちまで回って渡らなくても、そのままずっと渡れるようになっていく。こっちも何かのタイミングで、片方で渡れるようになって便利になるんですが、早くやる必要があるんじゃないの。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）議員おっしゃられるように、あそこが変則的な交差点になっておりますので、その改良の必要性というのは十分認識しております、今、鋭意努力をしておりますのでございます。用地交渉の段階ですので、ちょっと詳細は申し上げられませんが、一日も早い契約いか合意に向けて、努力をしまいたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これはほかのところもよく言われるケースと同じなんです、用地交渉が進まない場合、事業認可を取る必要がありますね。これ全体計画の中じゃなくて、スポットでの話ですから、簡単に事業認可は下りるはずなんです。多分、用地買収、筆は2筆か3筆のように、僕ちょっと記憶しとるんですが、実際現地も見て。1筆は多分済んどるんじゃないかなと、1筆が済んでないんじゃないかというのはこれ間違いないよね。間違っていないのであれば、もうこれ事業認可を並行して取りながらやっていくという考え方があるんですが、それについてどうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まだ買収が必要な筆は複数ございます。今、議員御提案の方法でやる方法もちろんあるんですけれども、今現在、直接私のほうが用地交渉をさせていただいております、お話をできる状況でございますので、まずは私自ら精いっぱい用地交渉のほうをさせていただいて、それがうまくいかない場合については、また再度違う方法等も検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、僕言いはるのは、最終手段を使えと言っとるんじゃないですよ。

準備はしておく必要があるんじゃない。絶対改良しなきゃいけない場所ですよ、あそこは。絶対、改良しなきゃいけない場所だと理解していますか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）繰返しになりますが、変則的な交差点になっておりますので、改良の必要性というのは十分認識しておるつもりでございます。準備を進めておくべきではないかということでございますが、今の段階ではまだそこまでは必要ないというふうに私は考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それでは、ある程度用地買収が可能に、見えているというふうに理解、じゃけえ、今日明日は無理にしても、結果がある程度近いうちに出るというふうに理解しますが、それでいいんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）先のことをここで確約というのは非常に難しいので、そこは御容赦願いたいんですけども、今、私がお話をさせていただいている中では、可能性は十分にある。その可能性が決して低くないというふうに感じておりますので、議員が御提案の手続きはまだする必要がないというふうに私は考えておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃあ、それ以上は申しませんけども、これ危ない交差点、県道が今度は2車になりますね、片側。ますます危ない交差点の一つになってしまう。だから、県道が完全に、まだ工事中なんで1車に制限しているところで、実際の速度は、50キロやったかな、ですが、実際にはもっとスピード出ている車が多いですけども、もっとスピード出た危ない交差点になる可能性が高いので、事故の起こりやすい。また2車を横切って、変な変則で横切ること自体も、危ない交差点なので、それを早く、できればまだ県道矢野海田線は今年度中、全てが開通するにはまだもう少し時間かかる、完成形に近づくのはもう少し時間がかかると思います。できれば、その全線開通に合わせて、しっかりと交差点が改良できるようやっていただきたいとお願いして、終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。耐震対策、これの補助金ということについてお尋ねを

いたします。最近、南海トラフ地震、いろいろ言われております。たまたま偶然に、今日を数えるのかどうか知りませんが、2日ほど前にも朝6時半頃、震度5強というのが、高知県の近海で起きております。そういうことでこの本町における耐震調査費、こういうものの助成、補助についていろいろございますけども、それが、私個人が考えるのは、十分なものではないとこのように考えております。高知県の黒潮町、耐震、あれが90パーセントぐらいあると。その耐震工事の補助金が170万円だとかいうぐらいの、60パーセントぐらい工事費の助成しておると。数字は若干古いんで正確ではありませんけども、相当額の補助金を出しておるとこのように聞いております。また、静岡県南伊豆町、伊豆半島の最南端ではありますけども、一番太平洋に突き出たところ、こういう町ですが、ここにおいても、耐震化率が、通告書では62パーセントというふうに書きましたが、私が承知しておるのは62.6というふうに聞いており、僅かの差ではありますが、そういう耐震化率が相当上がっておるということで、本町のほうの耐震の震化率というか、対策率、これはどれぐらいになっておるのか、まずこれをお尋ねいたします。次に、本町の耐震化率、多分進んでない、こういうふうに思いますが、その理由の一つとして、工事費の昨今の高騰、能登のこの度、正月の震災、今言いました2日ほど前の震災、大工さんの日当が5万円だと、こういうふうにも聞いております。定かではありませんが、そういううわさというか、私も富山県出身ということで近くなので、そういう富山県において、氷を見ると書いて、ひみしと、こういうふうに言うわけですが、中には珍しい名前で石が動くというんで、いするぎと、それから海の射る水と書いて、いみずと、こういう難しい名前の町がようけ、これは要らん話ではありますけども、そういうところがようけあるんですが、御存じのように、能登の震災においてはテレビでどんどんやっておりました。もう火が、火事がどんどんどんどん延焼しとる、ところが、消防車が倒壊家屋とか障害になって行けなかった、僅か3台ぐらいしか出れなかった。これも定かではありませんが、僅か3台の消防車で結果的に200世帯ぐらいの民家が焼けたと、こういうふうに聞いておるわけですが、本町においても今言いました耐震工事をやらないと、いかにハザードマップを作ったり、あるいはそういう避難経路を確保しても、倒壊家屋があつたり何かすれば歩いてもいけない。そのとおり、能登の震災においては自衛隊が出動しました。歩行で出動しとると、山越えね。道路がいけないということで、孤立集落にそういう実際があるので。本町においてここで言いますけども、今の耐震、そういう補強補助費、相当な金額を出してはどうかというので、私がここで提案しとるのは僅

かではありますが、300万円、あるいは400万ぐらいの助成をやって、やっていかなきゃいかん。今言いました南伊豆町、伊豆半島の最南端、ここでは今騒がれとる南海トラフ地震の最東端と言いますか、東の端ぐらいに近い。で、もう一つ挙げた高知県の黒潮町、これは逆に南海トラフの西端と言いますか、西の端っこに近い。だから、南海トラフの両端を挙げて、今、例に出したわけですが、そこらのところでは太平洋に面して、静岡県では原発においては23メートルの津波壁、防潮壁というのか、設置しておると、こういうことも聞いておるわけです。だから、本町では僅かですが、3メートルの浸水と、当役場においては1.5メートルの浸水であると、こういうことでありますが、この工事を早めるために町民が工事しやすくするために、それなりの助成をしていく必要があるのではないかとということで、まとめて、町長の考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）前田議員の質問に御答弁いたします。

耐震対策補助金についての質問でございます。1点目につきましては、本町の住宅の耐震化率は、海田町耐震改修促進計画において令和3年度末で90.4パーセントと算定しておりまして、今年1月時点の調査では、県内の市町で2番目に高い率となっております。2点目につきましては、海田町が実施する補助制度は国や県と協調して行っているものであり、一定の限度額と負担割合で補助金を分担しておりますが、この限度額を超える補助金を支出する場合は、本町の持ち出しとなります。議員御指摘のように、昨今の工事費等の高騰に合わせて、補助金を増額することも対策の一つではございますが、私有財産への税金投入という側面もあり、慎重に検討する必要があります。今後、国や県において工事費の高騰や頻発する地震災害への対応として補助限度額の見直しが行われた際には、町といたしましても見直しを考えてまいりたいと考えています。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）多くは申しませんが、本町が90.4パーセントと、私が想定しておったよりも多いわけですが、それが本町で考えておる、どの程度のものを言うとするんか。ただ、いつかも言いましたように、地震の震度というのは、以前は7であったと、7段階ね。今は10段階になったと。いわゆる震度5弱強がついて、震度6強弱がついて、震度7に強弱がついて、以前は震度7であったもんが10段階になったと、こういうことでね。過去にも言いましたが、神戸淡路震災から東日本、能登、新潟、それなりの震災のたんびに建築基準法が改正されて厳しくなっておる。だから、本町の震度の想定と言いますか、

どの程度のものをやって、この90.4パーセントになっておるのか。今言いました10段階になったわけですから、7強、あるいは6強、これを想定しておるのかどうなのか。昔のまんまの震度5、東日本大震災においても現地視察にも行ったことあるわけですが、防潮堤といいますか津波防止堤防が5メートルで設置した。その昔、チリ地震において7メートルの津波が来たという。ほんで、今回は想定外の地震で9メートルの津波が来た。おかしいじゃないかと思う。昔、チリ地震において7メートルの津波が来ておるのに、5メートルの防潮堤造って、それで今回9メートルの津波が来たら想定外であったと。ちょっと言うところの意味が分からんということで、本町においてこの90.4パーセント、今言いました旧の震度5でいっとるのか、新の耐震強度で想定してこれのパーセンテージをはじき出しておるのかいうことをお尋ねしてみたい。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）議員御指摘の本町における震度についてですけれども、まず、本町が想定している地震に対する強さというのが、旧耐震の建物、これが昭和56年5月以前に建築工事に着手したものであるというふうな定義になってございます。この建物については阪神・淡路大震災の際に倒壊した確率が高い建物となっておりまして、現在の補助制度の中でもこの56年5月よりも前なのか後なのかで、その前のものについて補助をするという形になってございます。この定義につきましては大規模な地震に対して倒壊する可能性が高いというふうなことになるっておりまして、いろいろなところでこの定義について議論はあるんですけれども、震度段階にして震度何というふうなことを明確につなげるものはございません。したがって、本町におきまして、大規模な地震に対して耐えられるか耐えられないかというところで、補助金の支出の判断をしております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことで今言いましたように、ちょっと僅か2週間ほど前ですが、ある人から相談を受けた、ね。海田町の補助金が少ないので、やりたいんだけど業者紹介はするけども、それ以上の補助、助成はできないと、こういうことでどうしようかなと、相当かかるんだと、こういうことで、それについて私もどうかということとは、町の一つの基準ですから、それで今回こういうことで助成金を増やすことができないか。今も聞きましたが、昭和56年、これの基準で対応しておると。今言いましたように、平成に入っても東日本、あるいは能登で2度も起きておると。今言いましたように、南海

トラフいうんか豊後水道近くでも起きておる。そういうことで、先ほども言いました、そういう建築基準法の規定といいますか、そういう細則自体がどんどん変わっておるということで、その基準が、先ほどもちょっと言いかけてましたが、古いんじゃないか。だから、九十点何ぼも出ておりながら、今後そういう大きい震災が起きたときに、相当家屋の倒壊等で、言いましたように、避難ができない、あるいは救助に行こうと思っても、救助に行く人が行けない。倒壊家屋が道路の障害物というか、通行の妨げになる。そこらのことがあって、俗に言う、そういうハザードマップ云々というのは絵に描いた餅と、こういうことになってしまうんじゃないか。そこらのところについて見直しをする考えはないか。今言う、だから、併せて助成金の増額、こういうことを今一考する必要があるんじゃないか。県とか国の対応があれば考える。だから、自分のポケットは痛めないで他力本願だよ、こういうふうに聞こえるんじゃないの、町長。御自ら言われる、住んでよかった、住みたいまち、安全安心のまちというのはキャッチフレーズだから、その辺はどう考えるか、お聞きします。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）議員御指摘のように、耐震対策というのは古い建物であっても新しい建物であっても大切であるということは十分認識してございます。ただ、今町でやっている補助金の枠組みでは旧耐震基準の建物に対して補助金を出すという国・県の統一的なルールの中でやってございます。町としましても、この補助制度が平成24年に開始をしておるんですけども、その後、数度にわたり制度を見直してきてございます。これは町民の方の様々なニーズに応えられるよう補助金の上限の増額でありましたり、補助メニューの拡充を図ってきたところでございます。その結果、現在では県内では最も補助率上限額が高い自治体の一つとなってきました。このような中で町民の方から耐震改修についての問合せというのは年々増えてきてございますし、今年に入っても相当数があるというところでございます。そういうたくさんの相談がある中で、できるだけ多くの方にこの補助金を活用していただいて、その動機付けといいますか、少しでも支援をさせていただく中でも、長期的な補助制度になるように持続可能な補助制度になるように構えておきたいという考えがございますので、今の段階では国や県の補助制度の枠組みの中で、より一層の利用促進に図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうもやる気はないというふうに、こういうふうに単純に聞きますが、それ以上のことは言いませんけど、やはり、相当昔に、昔、加藤町長のときにも私こう言うところですが、今の蟹原から下流といいますか、瀬野川の下流に行って本町にそういう瀬野川の越水とかであればすると、2メートル、3メートル浸水するところが相当、ほとんど全滅だろうと思う。蟹原からの下流部分についてはね、西側というか。そういうことで基準点を設けて助成金を出して、全部その基準点まで新築の家のかさ上げをしろと、こういうことを言うたことがあるんですよ。そうすると、越水をしてもらってもあれからいうてももう既に30年、三十何年になるわけですから、年間何棟ぐらい新築の家があるのか知りませんが、相当数のものができとる、窪町にしてみてもしかり、そこらがあるので、今言いましたように、やる気はないというような答弁にしか聞こえんですがね。口では検討しますと、こういう声もあるんですね、町長。それ以上のことは言いませんけども、やっぱりこういう震災が騒がれとるので、即急に、今一度、英断をお願いして、私は終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。ありがとう。

○議長（桑原）答弁よろしいですか。

○14番（前田）いいです。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は11時15分。

~~~~~○~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第28号議案、工事請負契約の締結について、町営西浜住宅1号棟等内部改修工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第28号議案、工事請負契約の締結について。海田町西浜地内において施工する町営西浜住宅1号棟等内部改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、議案書24ページをお願いいたします。第28号議案、工事請負契約の締結についてでございます。本議案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて議

決を求めるものでございます。工事名は町営西浜住宅1号棟等内部改修工事、工事場所は海田町西浜地内、請負金額は8,247万8,000円、受注者は正田建設株式会社、工期は議決の日の翌日から令和7年3月31日まででございます。続きまして、資料4の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は海田町建設工事指名業者等選定要綱により、建築一式工事で業者登録のあるA、Bランクの業者を基本とし、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能なCランクの町内業者を含む14者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した正田建設株式会社を落札者と決定いたしました。

続きまして、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原） 建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊） それでは、町営西浜住宅1号棟等内部改修工事について御説明します。資料5を御覧ください。町営西浜住宅の1号棟の全住戸及び2号棟の一部の住戸を対象に、給湯器の新設、ユニットバス・洗面化粧台の取替え等を行うとともに、トイレと玄関に手すりを新設し、工事に影響する内装の一部を改修するものでございます。建物の配置と安全管理については右側の配置図のとおりでございます。次のページをお願いします。左側の概要図に主な工事内容と箇所を示しております。続きまして、右側の工事スケジュールでございますが、本工事の契約について議会の御承認を得ましたら、7月上旬に住民説明会を実施した上で、現場での工事に着手し、令和7年3月末までに完成の予定としております。具体的な工事の手順については、今後速やかに受注者と調整し詳細を決定してまいります。続きまして、入居者に対する対応については記載のとおりでございますが、各住戸の改修の時期の調整や仮住まいに必要な最低限の家具類の準備などを通じて、可能な限り入居者の方の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。この入札状況を見ましたら、最低価格を下回る失格の人と落札者が約1,000万ぐらいしか違わんのじゃが、これに対してこの入札のパーセンテージよの、それをひとつお願いします。それともう一つは、この西浜住宅のこれ残して、あと改修工事が残っちゃうのはどこか、その2点だけお願いします。

○議長（桑原） 財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） 1 点目の落札率につきましては、88.07パーセントでございます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、今回は西浜町営住宅の1号棟のほうをやらせていただきます。

あとは、来年度に2号棟のほうをやらせていただく予定でございます、内装をやらせていただく予定でございます。今後については三迫町営住宅、蟹原町営住宅、そういったものが残っているところでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第29号議案、財産の取得について、パワーゲート車を議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第29号議案、財産の取得について。環境センターで使用するパワーゲート車の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、議案書25ページをお願いいたします。第29号議案、財産の取得についてでございます。品名はパワーゲート車、数量は1台、購入金額は604万7,084円、受注者は有限会社カーメンテネステック、納入期限は令和7年3月31日です。続きまして、資料6の入札状況をお願いいたします。この度の入札は町内業者3者を指名し、入札の結果、予定価格以下でかつ最低の価格で入札した有限会社カーメンテネステックを落札者と決定いたしました。

続きまして、内容について担当部署から説明いたします。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）続きまして、資料の7をお願いいたします。概要は環境センターで使用しているパワーゲート車を、老朽化に伴い更新するものでございます。品名及び数量は記載のとおりで規格等につきまして、車種メーカーは日野自動車株式会社、架装形式は垂直パワーゲート、重量物昇降装置、メーカーは新明和工業株式会社、動力はハイブリッド、最大積載量は2トンでございます。また、荷台の架装につきましては、記載のとおり三方を囲むもので、車体の色は青色でございます。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）これパワーゲートということだが、パッカー車というようなこういうものでも相当な事故が起きております。こういうのを指導というか、この運転、こういうのをどこが利用するのか、例えばシルバーに貸し出すとか、その辺の使用されるところの部署、そして今言うそういう指導、こういうものの事故が起きないようにどうやって指導しとるのか、あるいは場合によっては、運転者が扱い者が変わるたびに指導、教育をすとか、そこらのところはどなっとるんかを聞いてみたいと思います。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）お答えします。通常は環境センターのほうで職員、会計年度任用職員が主に運転を担っておりますが、通常の缶々の収集運搬とか、そういう業務に際しての運転に際しては、毎朝の朝礼のときに注意喚起ということで、全員で事故のないよう注意点について、呼称したり、あるいは日々何かある際には、事故について注意するよう指導しておるところですが、通常の運転を担っている職員に対してはそうなんですけれども、ときたま役場とかが業務で貸し出してほしいということで、役場のほうに貸し出すこともあります。その際は運転を担う職員のほうに今の車の特性とか扱い方、あるいは運転に対する注意とかをした上で貸し出すようにしておるところでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。前田議員。

○14番（前田）多くは言いませんがね、車の貸出し、扱い、今聞きましたら、毎朝の朝礼とかで指導しておる、それは非常にいいことだろうと思うわけですが、今言う、清掃が役場のほうに貸し出す、こう言うて、そのときには運転手が替わると、扱い者が替わるということですね。そうすると、今、所長が言いますように、毎朝朝礼で指導してやるよ。そういう運転者、扱い者が替わるのに毎朝やっても意味がない。場合によ

ってはそのようなときには運転手が車と一緒にやるような、だから、事前にそういうところをやって、先ほども言いましたパワーゲートじゃない、パッカー車ではありますが、つい2週間ぐらい前じゃったかな、死亡事故が起きておる。こういうもので実際、事故率が高いわけですね。だから、そこらの指導がね、ちょっと今言う、運転者、扱い者を固定してやる必要があるんじゃないか、そこらどうなのか。車だけの貸出しでいいのかどうか、再度お聞きしたい。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）確かに言うてのように、運転者を固定して貸し出すことができれば一番よろしいかとは思いますが、そうもいかない部分もあります。環境センターの職員のほうで役場の業務の際に、運転手がまたついていくということは難しいことかもしれませんが、役場のほうでも一般的な運転に際しての注意事項とか、例えばバックするときは必ず助手が降りて、バック誘導するであるとか、そういった基本的事項は役場の全職員も基本的なことが身につくように総務課のほうで注意喚起とか日々しておりますので、そういった部分で貸出しをして、その都度、その都度の特別な何かというのはちょっと難しいとは思いますが、事故のないように環境センターそれから役場、双方、気をつけてやっていくようにしていきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第30号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第30号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例の一部を改正する条例の制定について。町独自の医療費の支給に関する事務について、マイナンバーを利用した資格情報の確認を行うため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第30号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料8の概要で説明をさせていただきますが、議案書は26ページ、資料9で新旧対照表を提出しております。それでは、資料8をお願いいたします。まず、1の要旨でございます。本町独自の医療費支給制度においてマイナンバーを利用した資格情報の確認を行うため、条例を改正するものでございます。2といたしまして、情報連携等の対象とする四つの制度をお示ししております。3の改正の理由でございますが、今回、マイナンバーを利用した資格情報の確認を開始する医療費支給制度については、これまで健康保険証の提示によりその受給資格を確認しておりましたが、健康保険証が廃止されることに伴い、マイナンバーによる受給資格の確認を行う必要が生じたものでございます。また、これに併せて、これまで添付書類の提出を求めていたその他の受給資格の確認に必要な情報についても、マイナンバーによる確認を行うことができるようにすることで、申請者の負担軽減を図るものでございます。4におきまして、マイナンバーにより確認する情報を表にお示ししております。最後に、施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。個人番号の利用対象制度として四つ挙げられておりますけれども、障がい者についてはやむを得ないという場合が出てくると思うんですが、あと、3の乳幼児等医療費助成制度、マイナンバーを、これを改正の理由を見ると、もう完全にカードでなかったら紙の保険証はないという、こういう理解をするんですが、それは、そのとおりですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）法改正に伴いまして、今年の12月には健康保険証がマイナンバーカードに統合されることとなります。統合されますと、マイナンバーカードには表面上、健康保険の資格の有無が表示されておきませんので、そのカード自体では資格の確認がで

きなくなります。したがって、それまでにはマイナンバーの情報連携をして資格確認ができるようにしておく必要があるということで、保険証自体はなくなってマイナンバーの情報連携をすることによって保険資格を確認するようにするという改正でございいます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、非常に問題になっておる漏えい問題で、このカードによる保険証が一時ストップしたり、利用するのをためらっておられる人が全国的に数がだんだん増えて、利用率が20パーセントというような状況が発生をしておりますが、これは法律が通ったらこれをすると。それじゃ、法律が通らんかったら現行のままでやるという意味ですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）法律が通っております、保険証が統合されるということになっておりますので、これに伴ってうちのほうも条例を改正して保険証と連携させるというものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今まで、マイナンバーそのものもそうですが、カードも推進のためにかなりの誘導というんか現金を配ったりして今日まで来たけども、非常にトラブルがあって、見直しをして、かなりの予算というか、額というか、それを使っておるわけですが、全くこれを強制的にするのか、それとも、しなくてもいい法律、今あるんですよ。これがいけるのか、あるいは不要になる、あるいは利用できなくなる、そういうことになってくるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）マイナンバーカードをお持ちでない方でもマイナンバーはお持ちでいらっしゃる、今までは、例えば所得証明ですとか保険証とかを添付書類として出させていただいておったものを、マイナンバーの情報連携でその情報、資格情報を確認することでもって、それらの書類を提出していただかなくてもよくなるというような趣旨でございますので、今までの添付して出させていただいていたという制度はなしにしまして、マイナンバーの情報連携でこちらが確認させていただいて、添付書類はなしにするという取扱いに変えるものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。今の説明は分かりますが、今の説明不足よの。カードを持たない者は今全国的にこのマイナンバーに対して反対する都道府県があるんよ。持っていない人も相当おるんよの。持っていない人は、これをやったらどうするかということを知りたいんよ。そこらの説明をちゃんとしてあげんかったら、持っていない者はどうするかということが分からんけ、知りたいんよ。今まで問題がいつとも起きちよるということ。だから、もっと詳しく、持っていない人はこう、親切に説明してくれたら一発で分かることなんよ。どうですか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）マイナンバーカードをお持ちでない方、また、マイナ保険証としてひも付けされていない方につきましては、資格確認書というものを送付するようになりますので、そちらで保険者が誰かというのを確認できるようになることとなっております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時38分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。体調管理の観点から上着の脱衣を許可いたしますので、あらかじめ御了承ください。

日程第5、第31号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第31号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方

税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、第31号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては資料10の海田町税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は30ページ、新旧対照表を資料11として提出しております。資料10の条例の概要をお願いします。1の要旨でございますが、この改正は、令和6年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、昨日専決処分の承認をいただいた以外の部分について一部改正をするものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。2の固定資産税関係の改正でございますが、特定のバイオマス発電設備のうち、出力1万キロワット以上2万キロワット未満のものに係る固定資産税について、7分の6を参酌して市町村の条例で定める割合に相当する額に課税標準を減額する特例措置の新設に伴い、この、わがまち特例を導入するため、特例割合の決定とわがまち特例に係る規定を整備するものでございます。特例割合は参酌基準と同じ7分の6で、施行期日は公布の日です。次に、3のその他でございますが、引用条項等の整理を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）今回こうやって改正するんですが、この改正に該当するものは海田町にあるんですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）こちらの規模に該当する設備は海田町内にはございません。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。第31号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ等の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、第32号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料12の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は32ページ、新旧対照表を資料13として提出しております。資料12の条例の概要をお願いします。1の要旨でございしますが、今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。まず、2の課税限度額の見直しでございしますが、これは、今後も高齢化等による医療費の増加が見込まれていることなどから、課税限度額のうち後期高齢者支援金等課税額に係るものの上限を引き上げ、高所得層により多くの負担を求めるものでございます。具体的には、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、22万円から24万円に引上げを行うというものでございます。次に、3の5割軽減・2割軽減の基準額の見直しでございしますが、これは5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯について、経済動向の変動によりこれまで軽減の対象となっていた世帯が対象から外れることがないように、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。具体的には、5割軽減については、対象世帯の所得算定における被保険者数等に乗じる金額を29万円から29万5,000円に引き上げ、2割軽減については、同じく被保険者数等に乗じる金額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。次のページをお願いいたします。4の施行期日については公布の日からでございます。次に、5の適用区分でございしますが、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。最後に6のその他でございしますが、文言の整理を行っております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま



す。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。私、一つ思うんですが、後期高齢者ばかり、いじめうか、何がかにがあっても後期高齢者、所得が高いもんからものを取ろう取ろうとして、これ国の制度か、海田町独自のもんかちょっとそこらをちょっと分かりやすく説明してもらわね、今の低所得者の補助じゃ、あるいは子育て支援じゃ何じゃかんじゃいうて、いろいろ対象になるのはそういう人ばかりでね、わしらみたいに後期高齢者で今からあの世へ行こうかいうような者は、銭もないのに銭ばかり取られるんじやが、どういう趣旨でこういうあれになるか、ちょっとそこを詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）こちらの後期高齢者支援金等課税額の部分につきましては、国民健康保険税で集めたものの中から後期高齢者医療のほうへ納付する部分の税になっております。後期高齢者の方だけに負担を求めるのではなく、国民健康保険の被保険者の皆さんに御負担をいただいております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そりゃ、負担をいただいているのは分かるんよ。何で後期高齢者、あるいは弱い者いじめばかり、こういう制度の中にするんかということ、その趣旨が分かればお願いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）こちらの課税限度額の引上げにつきましては、高齢化が進展していることや医療の高度化などにより医療費の増加が見込まれておりますので、後期高齢者医療のほうに納付する部分について課税限度額を上げさせていただいたものでございます。海田町独自ではございませんで、こちらは地方税法施行令のほうで限度額はここまです。海田町独自ではございまして、それに合わせて、海田町も改正するものでございます。

○議長（桑原）ほかにございせんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。同じようなことを聞こう思うんですが、今、質疑をされたんで大体分かりましたけども、私、ずっと限度額を調べとるんですね。後期高齢者は令和4年で20万、5年で22万、6年で今出されたのが24万と、なぜ後期高齢者だけが、するのかいうのは、今、答弁があったから、答弁は大体意味分かりました。それが

ら、国保について今第1期で、令和6年で大体見通しをつけてやるというのが引き延ばしになって、第2期、5年先延びになったんですね。第2期も第3期もあって、そこで全県統一するというのを聞いております。最終年度が令和17年度、これが最終年度ですが、まだ限度額が医療についても後期高齢者についても介護についても上がる可能性が大だと思うんですよ。そうすると、我々もいろいろ審議したけども、我々のほうですね、やっぱり応益応能で、お金を稼いだというんか、今の格差社会の中で、投資でものすごい利益を得て、限度額の対象になっとなんかというのがあって、弱者を救済するためのそういうやり方についてよしとするということを感じたんですよ。それで事前に税務課長のほうに聞いたら、41世帯が上がって82万円。ところが、29世帯で46人が該当して、53万円のそういう負担になって差引き29万円の負担増になっとなんか。これから先、これがどのようにこの限度額、進めていくんか、その見通し、分らんのですよね。今出されたのが24万円、提案をされておられますけれども、これがずっとこのテンポでいくと、かなりの額が増えてくると思うんですが、一般質問みたいなことになっていますが、ちょっと理解しにくいところがあるので、その見通しの説明を求めます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）課税限度額はその後どんどん上がっていくのではないかなという御質問ではないかと思うんですが、その見通しがどうかという御質問だと思うんですが、こちら医療を多く使われれば使われるだけ、それに必要となる収入がかかってきます。今、医療高度化いうのと、あとは高齢化が進展しておるところで、医療費は少しずつ伸びている状況でございますので、課税限度額につきましても少しずつ伸びるのではないかと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いつも私が問題にしておるのは、国の補助金がものすごい減らしてきてるんですね。当時は80年代、90年代は、50パーセント近くあったのが、今20パーセント台、30パーセント近いぐらい減らしてきているんですよ。そうすると、国保について、県と国に要請をしてくれと、支援をしてくれと、一般質問も何回もやったり、反対討論でもそのことを主張しておりますが、この改善は国や県あるいは町独自で、国民のため、町民のためにどのように方向付けをして進めていくのかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい、国や県等への要望につきましては、この度も町村会を通じて、

予算に関する要望を出させていただいております。国保の公費負担部分をもっと増やしていただきたいであるとか、あとは低所得者に対する支援の部分をもっと増やしていただきたいという要望はさせていただいております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。2点ほど確認したいんですけども、まず、国民健康保険は県統一化になっていると思うんですが、他の市町も同じようにこういうふうな条例改正をされるのかどうか。最終的には皆さん同一になるはずなので、その辺についてどうなのか。それから、もう1点は施行期日が公布の日からになっておりますけれども、これ、6年分の公布の日からの税率に変えるんですか。4月1日からこの公布の日までの間についてどのようにされるのか。本来であれば、これ4月1日に遡るものと推測されるんですが、当然、施行期日は公布の日としながら、適用を4月1日からするとすべきじゃなかったんかという気がするんですが、その辺について、どのようにになっているのか御説明願います。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）課税限度額の引上げ部分につきましては、令和5年度現在で県内どこも同じ限度額にさせていただいております。県内の国保の統一化が進んでおる中で、独自でこれを上げないということはないものと判断しております。あと1点、6月改正で今年度分はどうなんかという御質問だと思うんですけども、令和6年度国民健康保険税につきましては、これから当初賦課を行うことになっておりまして、当初賦課前に改正することから問題はないものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず最初に聞いた分の案件ですけれども、全く単独でそれぞれやるのもおかしい、事前にその調整は統一化言いながら統一化されてないんじゃないんですか。やっぱり事前調整として、それは各町村と集まってこういうふうな限度額をお互いに上げましょうやとかいうのは調整すべき案件だと思うんですが、まず、それについて再度御答弁願います。賦課前だからいいという問題じゃないと思うんですが、賦課期日は4月1日から3月31日の間の前年の所得に対する4月1日から3月31日までの話ですよ。賦課する前だからいいという問題じゃないと思うんですが、それについてどうなんですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）まず、課税限度額の部分につきましては、地方税法施行令のほうでこちらが定められておりまして、それに合わせて条例を改正するものでございますので、事前に各市町と相談とかいうのはこれまでもやったことはございません。賦課期日のところでございますけれども、附則のほうで、6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用しというふうに書かせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ちょっと待ってくださいね。施行令が変わったから条例を変えなきゃならん規定はどこにあるんですか。各市町で全部判断で本来は課税するものでしょう。あくまで政令が定めるものっていうのは上限ですよ。そうなれば、当然、この県統一化の意味がないんじゃないんですか。全く話もなしで、うちはやりますよ、うちは上げませんよというのが、もし、これ、ないとは思いますが、ないとは思いますが、最低限そういうものの調整はしておく必要が、事前に確認なりしておく必要があるんじゃないかと思いますが、さっきからその辺のことを聞いている。施行令が変わったから条例を改正しなきゃならん規定はどこにもないですよ。これについては間違っていないでしょ。そうなれば当然県統一化である以上は、それなりの他の市町がどういうふうにされるのか、きちんとそれは調整すべき案件だと思いますが、再度それについて答弁願いたいのと。だから、先ほど僕が、しょっぱな、次に、先ほど確認したのは、本来であれば施行期日を、だから4月1日から適用するとすべきではないんですかと言ったのは、基本的にはそういう考え方でいいということならば、それと、この適用区分ではなくて、それはあくまで附則に入れるべき案件ですよ。附則は附則として説明すべきじゃなかったんですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）附則の部分の説明不足につきましては申し訳ないと思います。課税限度額の件につきましても、県統一化を今進めておる中でございますので、今後は各市町の動向も確認して議案のほうに上げさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。第32号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第7、第33号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第33号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国が定める基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) こども課長。

○こども課長(大村) それでは、第33号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の33ページ、それから、資料14ページの条例の概要及び資料15の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては資料14の条例の概要で説明させていただきます。まず、改正の要旨でございますが、国の基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容でございますが、家庭的保育事業等について職員の配置基準を見直すものでございます。いわゆる3歳児については、おおむね20人に1人からおおむね15人に1人に変更します。4歳児以上についてはおおむね30人に1人から、おおむね25人に1人に変更するものです。小規模保育事業のA型とB型、それから事業所内保育事業が対象となりますが、町内には該当施設はございません。施行期日は公布の日からとするものでございます。参考といたしまして、家庭的保育事業等の類型を記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はございませんか。崎本議員。

○13番(崎本) 13番、崎本でございます。ちょっと分かりにくいから聞いてみますが、厚生労働省からどのようなあれでこのように改正するか、その趣旨があったと思いますが、その趣旨はどのようになっていますか。

○議長(桑原) こども課長。

○こども課長（大村） 昨年の12月22日に閣議決定されたこども未来戦略においた配置基準を見直す、最低基準改正を行うこととされたことを受けての改正でございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） いや、それは分かっちゃる。その内容は、厚生労働省がどのような基準、どのようなことがあってこのように改正されたか、その趣旨が多分入っておるはずなんじゃが、その趣旨が分かったら教えてください。分からなかったらいいんじゃが。それと、今のこの公布の日いうたら、この公布の日はいつか。趣旨が送って来ちょうろう。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 先ほど御説明させていただいたこども未来戦略というのがあるんですけども、趣旨、ごめんなさい、はっきりしたことはちょっと言えないんですけども、あと、施行の日、公布の日からということで、議決を受けて公布の日からということですけども。

○議長（桑原） 総務課長。

○総務課長（中村） 今回、議決をいただきまして、議決書を町長のほうに御送付いただきましたら、町長のほうで公布の手続きをしまして、その日が公布の日でございます。手続き終了後が公布の日でございます。

○議長（桑原） ほかにございますか。宗像議員。

○10番（宗像） 家庭的保育事業等については変更があったと思うんですが、通常の普通の保育所については、どういうんですかね、少し適用を広げるとか、適用って広げるんじゃないですけども、1人頭の人数を増やすということを考えられておったのかどうか、全くこれは変更ないのかどうか教えてください。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 議員さんが御質問の保育所等については、これは今回の条例、町で定める条例についてはその辺の規定がございませんで、これは県の条例となってきます。県の条例のほうは今のところ6月改正と伺っているところでございます。

○議長（桑原） ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。趣旨や改正の内容を見ると、拡大したり保育の条件を良くするというように感じるわけですけども、保育の資格、いわゆる幼稚園の先生ですね。保育の資格、保育士、これが資格のない者が参入して拡大をするように感じるわけですが、もし事件や事故があった場合に責任があると思うんですね。そういう状況にな

るのではないかなと思って心配しとるんですが、その点はどうですか。お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度の改正により見直しがなされたところでございます。この見直しには、やはり保育の質を向上させるためにこのような措置が取られているというふうに伺っております。このことに伴いまして、海田町内にはこの施設はございませんが、保育士の確保をしっかりとしいただいて保育の質を担保するというものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私がなぜ問うかという、ニュースやいろんな文献の中で、その情報を得とるわけです。資格がないのに1人で持った、かなりの人数を扱うという、これは数字が書いてあるけれども、これが拡大解釈をされて、資格のない者がそういう保育にあたりたり子育てにあたったことが報道されておるから、この条例の下でそういう状況になるのではないかなと思って心配して問いただしておるんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）今回のこの新旧対照表などでは、何人に1人とかそういった書き方をしておりますけれども、この条例のもっと頭の部分、例えば小規模保育事業A型などについては、保育士の数は次に定める数にしましょうとか、そういう書き方をしておりますので、それを守ってもらうのが第一という条例です。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。第33号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第34号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第34号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国が定める基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）それでは、第34号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の34ページ、資料16の条例の概要及び資料17の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料16の条例の概要で説明させていただきます。改正の要旨でございますが、国の基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、一つは、施設の重要事項の掲示方法の追加として、従来の書面での掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとするものです。対象は特定教育・保育施設となります。二つ目は、電磁的方法、いわゆる電子媒体を活用しての書類やデータのやり取りについて、現在の磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他という記載を削り、電磁的記録媒体という表記に改め、幅広い媒体の使用が可能である旨を明確にするものでございます。対象は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の各施設となります。施行期日は公布の日からとするものでございます。参考としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の類型を記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第35号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第35号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法の規定に基づく基準省令の一部改正に伴い、該当する条文の引用条項を整理するものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりで施行期日は公布の日です。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。第35号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第36号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第36号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、電算システム改修事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） それでは、第36号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第1号について御説明いたします。初めに資料19の令和6年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料19の4ページ、5ページをお願いいたします。総務費総務管理費の出納事業につきましては、役場の機構改編に伴う予算振替で、キャッシュレス決済手数料を増額するものでございます。同じページの下の段の電算システム管理事業及び電算システム改修事業につきましては、事業の概要資料として資料20を併せて提出しておりますけれども、これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の成立に伴いまして、当町の情報システムを国が定める基準に適合させることで、人的負担及び財政的負担の軽減並びに住民サービス向上を図るために増額するものでございます。財源といたしましては、国のデジタル基盤改革支援補助金を活用いたします。次に、6ページ、7ページをお願いいたします。総務費戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳管理事業につきましては、役場の機構改編に伴う予算振替で、コンビニ交付証明発行手数料を増額するものでございます。次に、8ページ、9ページをお願いいたします。民生費社会福祉費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、役場の機構改編に伴う予算振替で、キャッシュレス決済手数料及びコンビニ交付証明発行手数料を減額するもので、先ほど、4ページと5ページのところで御説明いたしました出納事業の増額と、それから6ページ、7ページのところで御説明いたしました住民基本台帳管理事業の増額等にそれぞれ対応するものでございます。8ページ、9ページに戻っていただきまして、下の段の障害者支援事業につきましては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る福祉介護職員の処遇改善等に伴うシステム改修費の増額で、財源として国の地域生活支援事業費補助金を活用いたします。次に、10ページ、11ページをお願いいたします。民生費児童福祉費の児童手当支給事業につきましては、児童手当の拡充に伴うシステム改修費の増額で、財源といたしまして国の子ども・子育て支援事業費補助金を活用いたします。次に、12ページ、13ページをお願いいたします。民生費生活保護費の生活保護一般事務事業につきましては、就労自立給付金のインセンティブ強化等に伴うシステム改修費の増額で、財源として国の生活保護適正実施推進事業補助金を活用いたします。次に、14ページ、15ページをお願いいたします。衛生費保健衛生費の成人期定期予防接種事業につきましては、予防接種法に基づいて新型コロナウイルスワクチンの定期接種を実施するために増額するもので、財源といたしまして国の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を活用いたします。次に、16ページ、17ページをお願いい

たします。土木費都市計画費の中店窪町線整備事業につきましては、国の交付金内示額の増額により用地補償費を増額するもので、財源は国の中店窪町線道路改良事業費交付金及び町債を活用いたします。次に、18ページ、19ページをお願いいたします。消防費  
消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い、退職報償金を増額するもので、財源といたしまして消防団員退職報償金受入金を活用いたします。下の段の消防庫整備事業につきましては、工事等箇所図として資料21を併せて提出しておりますけれども、（仮称）中店消防庫整備に係る工事請負費の増額で、財源として町債を活用いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の2ページ、3ページをお願いいたします。ここでは歳出の増額補正で御説明いたしました特定財源の増額については説明を省略させていただきます。3ページ、説明欄の一番上の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、国の補助対象の増額によるものでございます。同じく説明欄の上から6行目の畝曾田線道路改良事業費交付金につきましては、国の補助額の増額によるものでございます。同じく説明欄の下から3行目の畝曾田線整備事業につきましては、先ほどの畝曾田線道路改良事業費交付金の増額に伴い、町債を増額するものでございます。同じく説明欄の下から6行目の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源調整のため、減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第36号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億9,329万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億8,929万4,000円とするものでございます。また、第2表により地方債補正を行います。以上で、令和6年度海田町一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。補正予算の資料の18、19ページの中店消防庫整備工事の1,800万とありますが、多分プレハブだと思いますが、プレハブであんなだけのあれやって1,800万もかかるのかどうか、どのような見積りされたかちょっとお願いします。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）（仮称）中店消防庫の工事費がどうしてこれだけ

かかるのかというところなんですけども、議員のお見込みのとおり、消防庫自体についてはプレハブ製のものを設置してまいります。それ自身についても昨今の工事費の高騰に対応しまして、かなり高額なものになっているという情勢の変化に伴うものもあります。また、それに内部にトイレを整備することによって、トイレ自身の整備費用に水道、下水の引込み、取付け費用等もかかってまいります。外部のほうにはホース乾燥棟と土のう置場も整備をしていきますので、その分も追加にかかってくるということで、このような工事費の結果になっております。

○議長（桑原）ほかにございますか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。第36号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第36号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、委員会提出議案第2号、海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、大江委員長。

○8番（大江）議会改革特別委員会委員長の大江でございます。海田町議会基本条例の一部を改正する条例の提案理由について説明いたします。議会報告会及び意見交換会について、今後、情報及び意見交換会の機会を設けることに重点を置くため、規定を整理するものです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会の提出でございますので、質疑は省略します。

これより委員会提出議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第2号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、閉会中の継続調査事件の変更についてを議題といたします。配付をしております申出書のとおり、総務建設委員会委員長及び文教福祉委員会委員長から、閉会中の継続調査事件の変更について申出がございました。

お諮りいたします。閉会中の継続調査事件について、各委員長からの申出どおり変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査事件について、申出のとおり変更することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、発議第3号、海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑・討論を省略いたします。

これより発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。発議第3号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決めます。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆さん、大変お疲れ様でした。本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。まずもって、全ての議案につきまして議決をいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。そして、次に一般質問で、今回は住民自治に関するテーマが非常に多く見受けられたように感じております。実は、本日、環境の日でございます。朝、庭先、玄関先を掃いておられる住民の方を多く見かけました。また、海田町公衆衛生推進協議会のボランティアの皆さんが環境の日だということで、海田市駅前では街頭キャンペーンを行われておりました。こうした自分たちのまちは自分たちでつくり、守る、こうした意識のある方々を多く輩出するとか、生み出すようなまちであってほしいなというふうに思ったところでございま

す。住民の代表である議員の皆様のお力、お知恵をお借りしながら、自分たちのまちへの愛着を育てまいりたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長（桑原） それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。佐中議員。

○15番（佐中） 今、海田東公民館再整備特別委員会設置をいたしました。これは東公民館再整備及び公有資産活用及びというように改める、で、今までの東公民館の特別委員会の正副委員長が選出されておられません。これは、名称が変わったので、特別委員会の委員長、正副を選出しなければならないと思います。今、この本会議でそれをやらなかったら、次の会議はできないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 説明させます。局長。

○議会事務局長（中山） 先ほどの御質問ですが、今回の特別委員会に関しましては、海田東公民館再整備特別委員会の名称を変えるものでございますので、委員長、副委員長につきましては、現状の海田東公民館再整備特別委員会の委員長、副委員長がそのままという形になります。

○議長（桑原） 理解いただけましたか。佐中議員。

○15番（佐中） それで法的にいいんですか。ちょっと問題があるように思うんですよ。公民館は東の公民館の特別委員会、それを含めた大きな特別委員会をつくっておるのに、何の、どういうん、役員を決めずにそのまま横流しで決めること自体がちょっと異変だということを感じるんですが、それでいいんですか。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。議会運営委員会のメンバー集まってください。

~~~~~○~~~~~

午後1時54分 休憩

午後2時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

先ほど、佐中議員から御指摘のあった件について、議会運営委員会での協議の結果、特段の問題がないとの結論に至りました。御報告を申し上げたいと思います。

それでは、改めてお諮りいたしたいと思います。本定例会について、本日で閉会した

いと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。

以上で令和6年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午後2時10分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員